

2018年4月2日

「LT会」会報第18-3号（総178号）

上海LTコンサルティンググループ

年収1,000万円は辛いよ・・・（平成30年度日本の税制改正）

LTグループ高級顧問

前田公認会計士・税理士事務所

日本国公認会計士/税理士

前田勝己

日本では4月から新年度に入りました。我々の会計税務業界においても、確定申告が一段落し、平成30年度の改正税法に対応すべく、4月も引き続きバタバタと過ごす時期です。

それにしても、今年度の改正税法は、個人、特に「ある程度」の所得者層にとっては非常に厳しい税制改正であったと思います。

今回から2回に分けて、平成30年度税制改正について、特に個人所得税の改正内容について解説をしていきたいと思います。

個人所得税および住民税については、いわゆる政府主導の「働き方改革」の一環として、サラリーマンの給与所得控除額、基礎控除額、年金に関する公的年金控除の3つについて、見直しがされました。以下、3つに分けて解説いたします。なお、下記改正は、平成32年度以降の所得税から対象となります。

①給与所得控除の引き下げ（一律10万円）

給与所得者（サラリーマン）の収入から控除される給与所得控除が一律で10万円引き下げられます。また、控除限度額の上限が、年収850万円超のサラリーマンについては、220万円から195万円に引き下げられます。ただし、下記②に記載の基礎控除が一律10万円が行われるため、年収850万円以下のサラリーマンは、税負担額は変わりません。

年収	給与所得控除の額（目安）		縮小額
	改正前	改正後	
162.5万円以下	65万円	55万円	10万円
162.5万円超	65万円超 72万円以下	55万円超 62万円以下	
180万円超	72万円超 126万円以下	62万円超 116万円以下	
360万円超	126万円超 186万円以下	116万円超 176万円以下	
660万円超	186万円超 220万円以下	176万円超 195万円以下	
850万円超		195万円	10万円超 25万円以下
1,000万円超	220万円		

②基礎控除の引き上げ（一律 10 万円）と所得制限の導入

現行は 38 万円（住民税は 33 万円）の基礎控除額が、48 万円（住民税は 43 万円）に引き上げられるとともに、所得制限が導入され、合計所得が 2,400 万円をこえると控除額が徐々に減り、2,500 万円を超えると基礎控除が無くなります。

所得金額	改正前	改正後
2,400 万円以下	38 万円 (33 万円)	48 (43) 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 (29) 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 (15) 万円
2,500 万円超		控除なし

* () の金額は住民税の控除額

③公的年金等控除の引き下げ（一律 10 万円）

年金受給者の公的年金等の収入から控除される公的年金等控除が一律 10 万円引き下げられるとともに、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超えると控除額の上限が 195 万 5 千円になるなどの改正が行われます。対象となる読者の方は少ないと思われますので詳細はここでは割愛させていただきます。

いかがでしょうか。今回の税制改正では、年収 850 万以下のサラリーマンは影響がありません。ただし、年収 850 万円を超過すると増税となり、日経新聞によると、年収 1,000 万円で 4.5 万円、年収 1,500 万円で 6.5 万円、年収 3,000 万円で 31 万円の増税となるとの記事がありました（財務省試算とのことです）。ここ数年は「超」高額所得者のみならず、年収 1,000 万円程度のサラリーマンも各種控除の制限や社会保険の負担額の増額など、実質手取の減少が顕著です。一杯飲みに行く回数を減らしてやりくりする、というレベルの手取りの減少ではないですね。なかなか辛いところではないでしょうか。

以上